

佐世保市火災予防条例の改正について

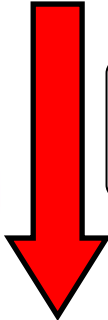
多くの方が集まる屋外での催し(屋外イベント)を開催する際にはご注意ください！！

※多くの方が集まる屋外イベント(〇〇町花火大会等)が対象となり、近親者によるバーベキュー、幼稚園のもちつき大会等の個人的なつながりに留まるものは対象外となります。

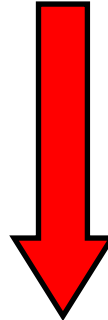
露店等において火気器具等を使用するとき

火気器具等を使用する露店等を開設するとき

※火気器具等とは、プロパンガス、ガソリン、炭等の燃料とする器具及び電磁調理器等をいいます。例として、移動式コンロ等の調理用器具、移動式ストーブ、電子レンジ、IHヒーターなどがあります。



次の措置および手続きが必要となります。



消火器の準備

(条例第18条～22条)

原則として火気器具等を使用する露店等の店主がそれぞれ設置して下さい！

露店等開設の届出

(条例第45条)

原則として火気器具等を使用する露店等の店主が所轄の消防署長に届け出をして下さい！

※ 改正条例施行日は平成26年8月1日からです。

届け出があったときは、消防職員が現地調査を実施し、露店主、主催者等に火気管理等の防火管理上必要な指導をおこないます。



よくあるご質問を裏面に記載しています。ご確認ください。

※ 詳しくは、最寄りの消防署及び消防局予防課まで、お尋ね下さい。

お問い合わせ先

中央消防署	0956-24-7621
東消防署	0956-38-2519
西消防署	0956-47-2076
消防局予防課	0956-23-9256

屋外イベント Q&A



Q 1 幼稚園でのもちつき大会等の小規模なイベントは届出の対象外とのことですが、どの程度の規模であれば届け出が必要ですか。

A 1 面識がない方が多数参加する可能性のあるイベント、例えば、花火大会のほか夏祭り大会、大学の学園祭などが該当し、火気器具等を使用する露店等を開設する場合となります。

Q 2 同じ会場での屋外イベントでは露店開設の届出をまとめてできますか。

A 2 可能です。その場合はイベントの主催者または露店等を統括する方が取りまとめて届け出て下さい。

Q 3 露店等で消火器を置く場合、どのような消火器を何本設置すればよいですか。

A 3 粉末消火器を、原則火気器具等を使用する露店ごとに1本設置して下さい。

Q 4 露店等で消火器を置く場合、数店舗で共同して設置してよいですか。

A 4 火災が起こった場合、早期に対応が必要なので原則的には、火気器具等を使用する露店ごとに設置が必要です。しかし消防法令の基準を満たす消火器で、ある程度の距離内（歩行距離20m以下ごと）であれば可能です。

Q 5 屋外イベントで露店等の出店場所がイベント会場までの道路でも消火器が必要ですか。

A 5 必要です。

Q 6 地区公民館のイベントの際、公民館敷地内の屋外部分で火気器具を使用する露店等を開設する場合、地区公民館の建物内の消火器で、代替としてよいですか。

A 6 火災が起こった場合、早期に対応が必要なので原則的には、火気器具等を使用する露店の部分に設置が必要です。しかし地区公民館等の防火対象物で消防法令の基準を満たすように設けられ、露店までの歩行距離を満たしていれば消火器を兼用して差し支えありません。

Q 7 露店で消火器を置く場合、「消火器」の標識は必要ですか。

A 7 必要です。消火器近傍の見やすい箇所に設置して下さい。

